

寛永8年(1631年)9月21日

この文書は、寛永8年、当時伊香保村を領地とし、同所の口留番所(藩が交通の要所などに設置した番所)を管理していた安中藩主井伊直勝<sup>いなおかつ</sup>に対し、幕府老中から出された命令書と考えられます。

伊香保の入湯人に紛れ、北国街道へ通り抜けようとする者を取り締まるため、特に女や怪我人、その他不審者が入湯する際には、温泉宿まで送って見届け、その者によく話すこと、旅人がみだりに通ろうとした場合は捕え置き役所へ報告することなどを領内に厳しく申し付けることが命じられています。

木村善一家文書 P9102 No.1

覚

上野国伊香保近郷の樵夫・草かり・耕作人のほか、一切通るべからず、いかほ湯入りにまきれ通る事之れ有るべき間、女ならびに手負い其のほか不審なる者、すくに通り抜けざる様に、湯へ入り候時、泊り候所まで送り届け、其の在所の者に相断るべし、若し此の旨違背せしめ、往還の輩、狼相通るにをひては、たとひ後日に之れを聞き候共、其の一在所の者曲事に仰せ付けらるべし、通り候者をとらへ差し上げ候はば、其の人により御褒美の高下之れ有りて、急度之れを下さるべし、自然礼物を出し、相通るべしと申す族あらは、捕置申し上ぐべし、金銀米銭何にても、其の約束の一倍下さるべきの旨に候、右の趣、領中堅く申し付けらるべき者也、

寛永八年九月廿一日

井伊直勝 出羽守 丹後守 大蔵少輔 伊賀守 信濃守 讚岐守 大炊頭 雅樂頭

【30】 覚

〔読み下し文〕

覚

上野国伊香保近郷の樵夫・草かり・耕作人のほか、一切通るべからず、いかほ湯入りにまきれ通る事之れ有るべき間、女ならびに手負い其のほか不審なる者、すくに通り抜けざる様に、湯へ入り候時、泊り候所まで送り届け、其の在所の者に相断るべし、若し此の旨違背せしめ、往還の輩、狼相通るにをひては、たとひ後日に之れを聞き候共、其の一在所の者曲事に仰せ付けらるべし、通り候者をとらへ差し上げ候はば、其の人により御褒美の高下之れ有りて、急度之れを下さるべし、自然礼物を出し、相通るべしと申す族あらは、捕置申し上ぐべし、金銀米銭何にても、其の約束の一倍下さるべきの旨に候、右の趣、領中堅く申し付けらるべき者也、

出羽守 (森川重俊) 丹後守 (稲葉正勝) 大蔵少輔 (青山幸成) 伊賀守 (内藤忠重) 信濃守 (永井尚政) 讚岐守 (酒井忠勝) 大炊頭 (土井利勝) 雅樂頭 (酒井忠世)

井伊直勝 井伊兵部少輔殿